

「第5期小樽市障害福祉計画」、「第1期小樽市障害児福祉計画」(素案)について

1 計画の概要

	第5期小樽市障害福祉計画	第1期小樽市障害児福祉計画
根拠法規	障害者総合支援法(第88条第1項)	児童福祉法(第33条20第1項) *児童福祉法の一部改正(H30.4.1施行)により、都道府県及び市町村に策定が義務付けられたもの
目的	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるような体制を整備することを目的とする	
期間	3年を1期として作成 (平成30～32年度) *平成18年度から都道府県及び市町村において3年毎に策定	3年を1期として作成(新規) (平成30～32年度)

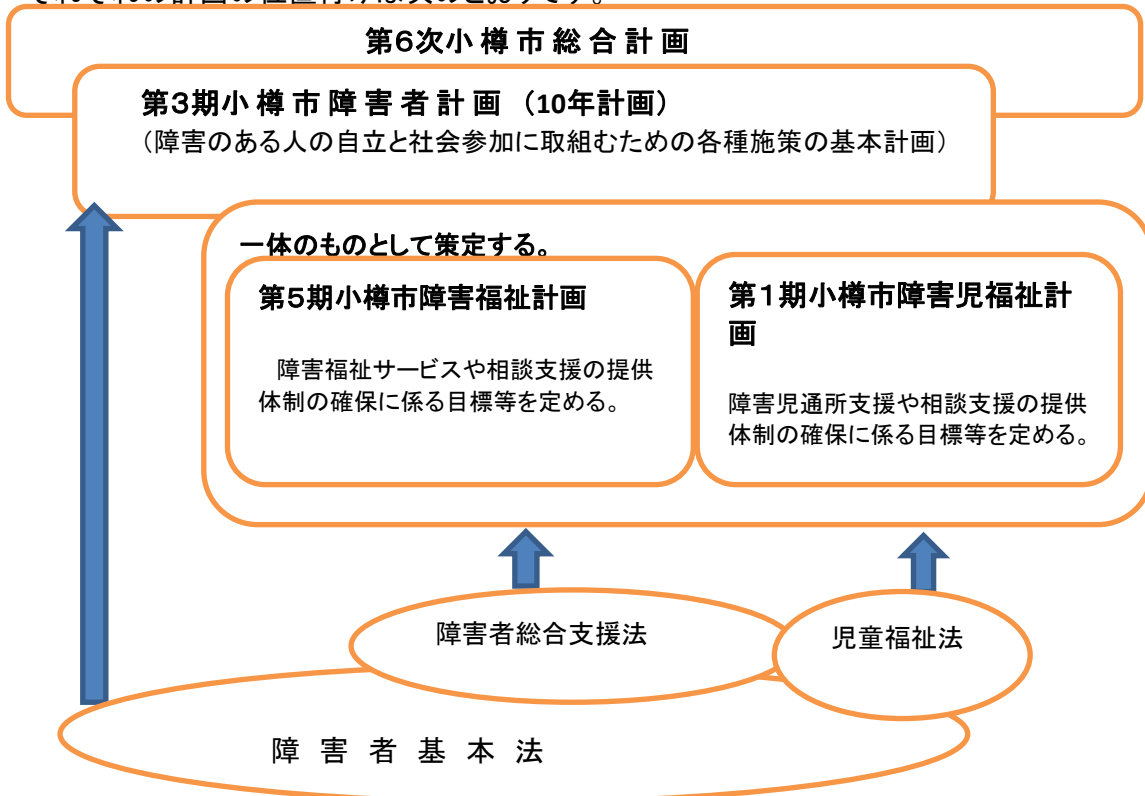
2 計画策定に係る国の基本的理念

計画の策定に当たり、国は次の5項目を基本理念として掲げています。

- 自己決定の尊重と意思決定の支援
- 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害児の健やかな育成のための発達支援

3 計画の位置づけ

それぞれの計画の位置付けは次のとおりです。



4 平成32年度の成果目標

国の基本指針に定める成果目標と、市の取組は次のとおりです。

国の基本指針に定める成果目標	小樽市の取組
<p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度末時点の施設入所者の9%以上の者が32年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 ・平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。 	<p>平成28年度末施設入所者数は278人です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域移行目標数:25人 ○平成32年度末施設入所者:272人 <p>障がいのある人が安心して地域に移行できるような取組みを進めます。</p>
<p>2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>平成32年度末までに圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。</p>	<p>協議会「地域生活サポート部会」にて協議の場の設置を検討します。</p>
<p>3 地域生活拠点等の整備</p> <p>平成32年度までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。</p>	<p>現在、拠点としての具体的な機能を検討中です。</p>
<p>4 福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。 ・就労移行支援事業の利用者数を、平成32年度末に平成28年度末の2割以上増加することを基本とする。 ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。 	<p>平成28年度の一般就労移行者は14名です。</p> <p>新たなサービスの詳細も踏まえながら、ハローワークや就業・生活支援センターひろば、協議会の「就労支援部会」とともに、一般就労への移行を支援する体制を整備します。</p>
<p>5 障がい児支援の提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度末までに各市町村又は各圏域1箇所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。 また、各市町村又は各圏域に設置した児童発達支援センターが保育所等訪問支援をできる体制を構築することを基本とする。 ・平成32年度末までに各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1ヶ所以上確保することを基本とする。 ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成30年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村において関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 	<p>小樽市さくら学園を「児童発達支援センター」として設置しており、小樽市こども発達支援センターとともに、障害児支援の中核的役割を果たしています。</p> <p>協議会「こども支援部会」が中心となり、在宅で生活する医療的ケア児の支援体制の整備に取り組みます。</p>

5 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、次により取組みます。

(1)「小樽市障がい児・者支援協議会」における協議

計画の策定に係る総括的な協議は、障害者総合支援法に基づき設置している「小樽市障がい児・者支援協議会」において行います。

* 協議会の各部会での検討内容

- ・こども支援部会・・・障害児(重度心身障がい児含む。)の支援体制
- ・就労支援部会・・・就労支援、職場定着支援に係る取組 など
- ・地域生活サポート部会・・・精神障害者の地域移行の取組 など
- ・福祉井戸端部会・・・権利擁護の推進、共生社会の実現に向けた取組の研究 など

(2)庁内関係部局との協議

福祉部のほか、保健所、教育部などの関係部署と検討を進めます。

(3)市民の意見反映

パブリックコメントを実施します。

6 計画推進の具体的な取組

計画の推進に当たり、具体的に次により取組みます。

(1)障害福祉サービスの提供体制の確保

- ①訪問系サービスの推進
- ②日中活動系サービスの充実
- ③地域生活への移行の環境整備
- ④地域生活への支援
- ⑤就労定着に向けた支援の推進

(2)相談支援の提供体制の確保

- ①相談支援体制の確立
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③地域生活支援の拠点づくりによる関係機関との連携体制の構築

(3)障がい児支援の提供体制の確保

- ①相談支援体制の確立
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した切れ目のない支援体制の構築
- ③特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備